

令和6年度 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金のお知らせ

岐阜県では、県内の私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するため、学校設置者が授業料の軽減補助を行う場合に、各学校に補助金を交付しています。
お問い合わせや申請手続き等については、在籍している学校へご確認ください。

書類提出期限：令和6年11月12日（火） 期日厳守

期日まで提出がない場合は、申請しないものとして手続きを進めます。
学校からの確認はしませんので、必ず期日を守って提出ください。



1 補助を受けるための要件

授業料軽減補助を受けるためには、次の3つの要件にあてはまる必要があります。

- (1) 県内の私立高等学校、私立専修学校(高等課程)、各種学校(高等学校に類する課程として文部科学大臣が省令で定めるもの。国家資格者養成施設等の指定を受けている学校(中学卒業者のみ。高等学校卒業者は除く))のいずれかに在籍していること。
- (2) 保護者等(授業料負担者)が岐阜県内に在住していること。
- (3) 保護者等(※1)の所得が下記計算式による算定結果の所得要件(基準)を満たすこと。

※1 保護者等が両親の場合には、両方の算定額を合算した額により算定します
計算式：市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

世帯年収の目安	所得要件	軽減額(補助金額 上限)
590万円以上910万円未満	154,500円以上 304,200円未満	年額59,400円 ※2

※2 詳細は裏面「4. 補助の方法及び補助額の積算方法」をご確認ください。なお、早生まれの生徒については、不利とならないよう就学支援金と同様の調整を行います。

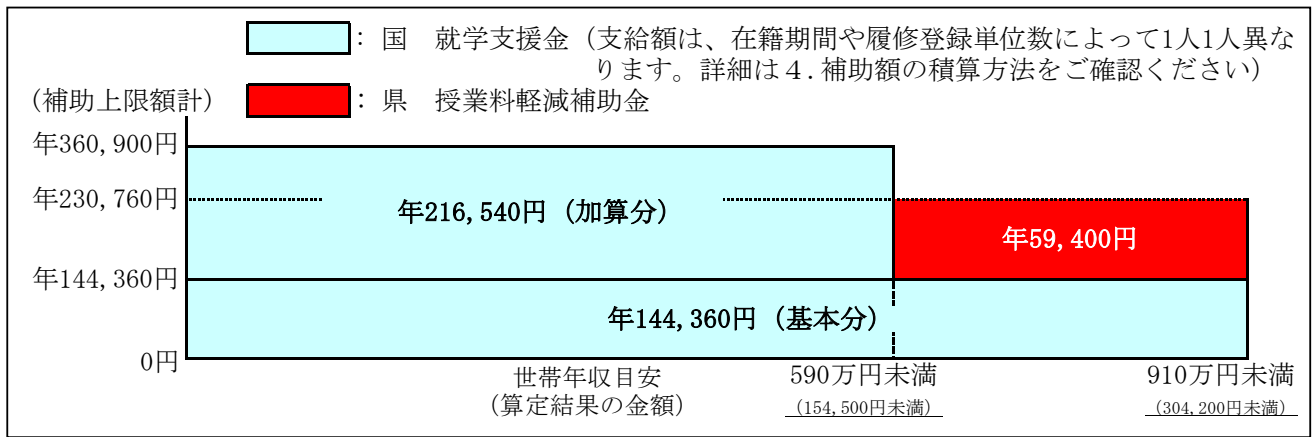
2 補助を受けるために必要な手続き

- ・ 下記提出書類を令和6年11月12日（火）までに学校へ提出してください。
※期限を過ぎますと、補助を受けられませんのでご注意ください。

- (1) 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書
- (2) 保護者等の令和6年度所得課税証明書等(保護者が両親の場合両親分それぞれ必要)
※就学支援金の申請をした方は、所得課税証明書の提出は不要です。

裏面へ続く

3 私立高校生等に対する国と県の補助制度概要



4 補助の方法及び補助額の積算方法

(1) 補助の方法

審査・諸手続き完了後の還付方式 (昨年度は3月下旬に還付しています。)
 (還付時期は年度によって異なるため、目安とお考えください。)

(2) 補助額の積算方法 (下記例①・②参照)

補助上限額又は (授業料－就学支援金及び他制度による授業料減免額等※) のいずれか低い額

※他制度による授業料減免額とは、学校から授業料の減免等を受けている場合や、授業料に充てることが決められている返還を要しない奨学金を受給している場合等です。

<例 ①> 授業料負担者が保護者両親、1単位あたり授業料10,000円の場合の補助金額 (年額)

A 授業料の年額	1単位あたり授業料額×履修単位数	10,000	×	24	=	240,000
B 保護者の所得要件算定結果	父算定額+母算定額	170,000	+	5,000	=	175,000
C 就学支援金の額	1単位あたり支給額×履修単位数	4,812	×	24	=	115,488
D 授業料軽減補助金の額	A-C	240,000	-	115,488	=	124,512
※59,400円が補助上限額					=	59,400

<例 ②> 授業料負担者が保護者1名 (ひとり親世帯) で、1単位あたり授業料10,000円の場合の補助金額 (年額)

A 授業料の年額	1単位あたり授業料額×履修単位数	10,000	×	24	=	240,000
B 保護者の所得要件算定結果	保護者算定額 (1名分)	/	+	0	=	0
C 就学支援金の額	1単位あたり支給額×履修単位数	10,000	×	24	=	240,000
D 授業料軽減補助金の額	A-C	240,000	-	240,000	=	0
※59,400円が補助上限額	この場合は所得要件 (B) が対象外であり、就学支援金で授業料が全額補助できるため、授業料軽減補助金の対象にはなりません。				=	0

問い合わせ先

ぎふ国際高等学校学校 事務局 電話番号 058-251-8181 担当: 八木・西村・外山・大池

